

IV 水防関係

資料 11 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	<p>1. 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象庁、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>〇〇川氾濫注意情報(洪水注意報)等により、氾濫注意水位(警戒水位)を超える恐れがあるとき。また水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。</p>
指示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>〇〇川氾濫警戒情報(洪水警報)等により、または、既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>
情報	<p>雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。</p>	<p>状況により必要と認めるとき。</p>
<p>地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</p>		

出典：令和3年度国土交通省江戸川河川事務所「洪水対策計画書」(P3-7)

資料 12 基準水位観測所及び水防警報区

利根川水系

河川	基準水位観測所					位置 所在地	水防警報区
	名称	基準水位 (m)					
		水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)		
江戸川	野田	4.6	6.3	8.4	9.0	左岸河口から 39km 上 26m	左岸) 千葉県野田市東金野井 1410 番の 1 地先～千葉県流山市 木 8 番の 2 地先 右岸) 埼玉県北葛飾郡松伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 地先
利根運河						千葉県野田市中野台	左岸) 幹川分派点～江戸川合流点 右岸) 幹川分派点～江戸川合流点
坂川放水路	大谷口 新田	2.7	3.2	3.4	3.8	右岸河口から 1.5km 上 300m	左岸) 坂川分派点～江戸川合流点 右岸) 坂川分派点～江戸川合流点
坂川						千葉県松戸市新松戸	左岸) 千葉県流山市野々下二丁目 633 番の 6 地先～千葉県松戸市新松戸六丁目 408 地先 右岸) 千葉県流山市野々下二丁目 633 番の 6 地先～千葉県松戸市小金字金切 1169 番の 4 地先
北千葉導水路							左岸) 千葉県流山市野々下二丁目 623 番の 1 地先～坂川合流点 右岸) 千葉県流山市野々下二丁目 621 番の 1 地先～坂川合流点

出典：令和 2 年度国土交通省江戸川河川事務所「洪水対策計画書」(P. 3-4～P. 3-5)

資料 13 重要水防箇所の評定基準

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体 漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地 盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考え</p>	

		られる箇所。	
水衝・洗堀	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

出典：令和3年度国土交通省江戸川河川事務所「洪水対策計画書」（P. 4-1）

引用：国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 ホームページ

資料 14 直轄河川重要水防箇所一覧表

令和3年度直轄河川重要水防箇所一覧表（最重要箇所）

事務 所名	図面対 象番号	河川名	種別	階級	左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
						地先名	料杭位置			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川 河川事 務所	江左 29-3	江戸川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	大字下花輪	29.5k 上 63m 28.0k 上 56m	1,537.0	危険箇所(越水)(氾 濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防 高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じる おそれがある箇所	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	松戸出張所	積み土のう シート張り 工
	運右 2-3		(重点) 越水(溢水)	A	右	大字東深井	2.5k 上377m 2.5k 上188m	189.0	危険箇所(越水)(氾 濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防 高以上(堤防高は計 画堤防高未満)	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出張所	積み土のう
	運左 4-11	利根 運河	(重点) 越水(溢水)	B	左	大字東深井	4.0k 上2m 3.5k 上407m	78.0	危険箇所(越水) (氾濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防 高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出張所	積み土のう

注) 1. 令和3年度直轄河川重要水防箇所一覧表については、国土交通省江戸川河川事務所、洪水対策計画書第4章重要水防箇所調書参照。

2. 上表3箇所については、令和3年度国土交通省江戸川河川事務所「洪水対策計画書」第4章重要水防箇所調書のうち、重点箇所を記載。